

# 環境保全業務仕様書

## 1 庁舎の衛生管理について

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第二条第二項及び三項に規定する事項について、計画表（別紙様式1）に基づく実施日に立会い、その実施状況を監督把握し、その方法・使用機器等が適切に実施されているか、甲が指定する職員に意見を述べるとともに記録簿（別紙様式2）を提出するものとする。
- (2) 甲が指定する職員が作成する作業実施計画表について、必要に応じ意見を述べるものとする。
- (3) 甲が指定する職員等が記載した帳簿書類（別紙）をチェック確認し、必要に応じ意見を述べるものとする。

## 2 庁舎内の空気環境の測定について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第二条第一項に規定する測定を、厚生省令で定める測定方法により、原則として冷・暖房期の2ヶ月に1回実施することとし、7月、9月、12月及び2月に行うものとする。

測定箇所〔本館10箇所（各階2箇所）、別館1ヶ所、外気1ヶ所 計12ヶ所〕

## 3 水質検査について

- (1) 年2回(特定建築物における水質検査)
- (2) 残留塩素測定を週1回行うものとする。
- (3) その他

- 4 庁舎の衛生管理・空気環境の測定・水質検査・残留塩素測定・水槽等点検結果については、実施報告書にして翌月始めに提出するものとする。